

宮崎太陽 VALUX サービス利用規定

基本事項編

第1条 サービス内容

- (1) 宮崎太陽 VALUX サービス（以下「本サービス」という）は、本サービス所定の申込手続きを完了した契約者（以下「契約者」という）がパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「パソコン」という）によりインターネットに接続して、次の各種取引等が利用できるサービスです。
 - ① 口座照会サービス
 - ② 振込振替サービス
- (2) 各サービスの詳細については、本規定の「サービス編」によるものとします。
- (3) 本サービスの利用にあたり、契約者は、別途株式会社NTTデータ（以下、「NTTデータ」という）との間で、NTTデータが提供する端末認証サービス「VALUX」（以下、「VALUX」という）の契約を締結するものとします。当行との本サービス申込手続きの際には、NTTデータから認証済み情報として通知された「VALUX接続ID」が必要です。VALUXおよびVALUX接続IDの利用・契約等に関する取扱いについては、NTTデータの定めによるものとします。
- (4) VALUXセンタの障害やVALUXの契約解除その他の事情によりVALUXが利用できないことにより発生した損害については当行はその責任を負いません。
- (5) VALUXの利用にあたって、VALUXセンタがVALUXクライアント証明書を識別したうえで、当行コンピュータと通信を行い、本サービスを利用した場合は、VALUXクライアント証明書、VALUX接続IDにつき不正使用その他の事情により発生した損害については、当行はその責任を負いません。

第2条 利用対象者

- (1) 本サービスを利用するには、本規定の内容を十分に理解し、その内容が適用されることを承諾した上で当行所定の申込書に所定事項を記載し、申込手続きを行っていただくものとします。
- (2) 本サービスの利用申込者は次の各号全てに該当する方とします。
 - ① 法人、法人格のない団体（権利能力なき社団）または個人事業主の方
 - ② 当行本支店に預金口座をお持ちの方
 - ③ 適当な通信機器を通じてインターネット回線を接続しているパソコンを保有されている方
- (3) 当行は次の場合には利用申込みを承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べることはできません。
 - ① 利用申込時に虚偽の事項を届けたことが判明したとき
 - ② その他、当行が利用を不適当と判断する事由が生じたとき
- (4) 利用申込みの承認後であっても、利用申込者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当行はその承諾を取り消す場合があります。ただし、承諾が取り消された場合でも、契約者は本サービスの利用により既に発生した義務については本規定に従って履行する責任を免れません。また、その場合に生じた損害について、当行はその利用の如何を問わず、いかなる責任も負いません。
- (5) 当行が申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの申込書につき偽造、変造、盗用その他事故等があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 契約者は、自己の従業員等（以下「使用者」という）のみを介して本サービスを利用することができるも

のとし、契約者の責任においてサービス使用者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任を負担しなければなりません。

第3条 リスクの承諾

契約者は当行が提供・交付するパンフレット等に記載されている当行所定のセキュリティ対策、および本人確認手段について承知し、そのリスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの措置にもかかわらず盗聴等の不正利用があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

第4条 利用口座

- (1) 契約者はあらかじめ、申込書により当行本支店における契約者名義の口座（以下「利用口座」という）を届出るものとします。また、利用口座の科目は当行所定の科目に限るものとします。なお、利用口座は全て、契約者名と同一名義であることとします。ただし、営業所名、支社名および支店名等が異なる場合でも同一法人とみなし、利用口座に登録することができます。
- (2) 契約者は利用口座のうち、普通預金または当座預金の何れかをサービス利用手数料（以下、「基本手数料」という）の引落口座として届出るものとします。また、基本手数料引落口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。
- (3) 利用口座は、照会口座、振込振替サービスによる振込振替資金の支払指定口座、振込手数料の引落口座を兼ねるものとします。
- (4) 当行は利用口座として登録できる口座、また、口座の科目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (5) 契約者が利用口座の追加・削除を希望する場合は、当行所定の書面により届出るものとします。

第5条 利用時間

本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた利用日・利用時間内とします。なお、利用時間は利用するサービスにより異なる場合があります。ただし、当行はこの利用時間を契約者に事前に通知することなくこれを変更する場合があります。なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。

第6条 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、契約者は当行所定の基本手数料（消費税含む）を毎月所定の日に、あらかじめ指定された手数料決済口座から引落しします。また、本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、パソコン、その他機器等および専用ソフトの購入については、契約者が負担するものとします。
- (2) 本サービスにより振込振替サービスを行う場合は、当行所定の振込手数料（消費税含む）をあらかじめ指定された支払指定口座から引落しします。
- (3) 当行は本条1、2項の手数料の引落しにあたっては、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定にかかわらず通帳・カード・払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし当行所定の方法により引落すものとします。なお、これにかかる手数料の引落しにあたり、当行は領収書を発行いたしません。
- (4) 当行は本条1、2項の手数料およびその支払方法を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。利用手数料以外の本サービスに係る諸手数料についても、新設または改定する場合があります。

第7条 暗証番号等

- (1) 契約者は、本人確認のための照会暗証番号、振込振替暗証番号を当行所定の方法で届出るものとします。（照会暗証番号、振込振替暗証番号は以下、総称して「暗証番号等」という）。
- (2) 暗証番号等は契約者および使用者の本人確認に使用する大変重要な情報であることを自覚し、契約者および使用者の責任において第三者に知られないよう厳重に管理するものとします。当行から暗証番号等をお尋

ねすることはありません。また、暗証番号等を届出する際には、生年月日、電話番号等他人から推測されやすい番号は避けてください。

- (3) 暗証番号等を変更する場合は、契約者が当行所定の方法で届出るものとします。
- (4) 契約者および使用者が暗証番号等の入力を当行所定回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを停止します。本サービスの再開に関しては、当行所定の方法で暗証番号変更届出を行い、それに基づき当行にて暗証番号を再設定後、サービスを利用することができます。
- (5) 暗証番号等を失念したり、他人に知られた場合は、すみやかに当行まで届出るものとし、その届出前に生じた損害について当行は責任を負いません。

第8条 本人確認及び取引の依頼

- (1) 契約者はあらかじめ当行所定の申込書により、契約者本人であることを確認するための「照会暗証番号」、「振込振替暗証番号」、「VALUX接続ID」を当行宛に届出るものとします。
- (2) 当行で受信した暗証番号等があらかじめ当行に登録された暗証番号等と一致した場合、また、当行で受信した「VALUX接続ID」があらかじめ当行に登録された「VALUX接続ID」と一致した場合に、当行は次の事項を確認できたものとして、送信者を契約者とみなします。
 - ① 契約者または使用者の有効な意思による申込であること
 - ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること
- (3) 本サービスによる取引の依頼は、本条2項に従った本人確認方法により、契約者が取引に必要な事項を当行の指定する方法で正確に当行に伝達して行うものとします。当行は契約者があらかじめ取引を指定した口座で依頼された取引を行います。
- (4) 当行は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、契約者に依頼内容の確認画面を表示しますので、確認操作を行ってください。当行は確認通知を受けた時点で該当取引の依頼が確定したものとし、各取引の手続きを行います。受付完了画面で確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。万一、取引内容に不明な点がある場合または、その内容が確認できなかった場合は、直ちにその旨を当行に連絡してください。
- (5) 依頼内容について、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、当行が保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。
- (6) 依頼内容の変更または取消は、契約者または使用者が当行に連絡してください。なお、当行への連絡時期、依頼内容等によっては、変更または取消ができないことがあります。

第9条 解約・一時停止等

- (1) 本規定に基づく解約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当行に対する解約通知は当行所定の申込書により行うものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが完了した後に有効となります。解約手続完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引において未処理のものがある場合等、当行が必要と認めた場合については、即時解約ができない場合があります。なお、当該手続には本規定が適用されます。
- (3) 契約者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約時に全額を支払わなければなりません。
- (4) 当行が解約の通知を届出の住所宛に郵送した場合、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (5) 本サービスが解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当

行はその処理をする義務を負いません。

- (6) 利用口座が解約されたときは、その口座にかかる限度において本サービスは解約されたものとみなします。
- (7) 利用口座が全て解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。
- (8) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行はいつでも契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本規定に基づく契約を解約できるものとします。
 - ① 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他その後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があったとき
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき
 - ④ 相続の開始があったとき
 - ⑤ 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき
 - ⑥ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
 - ⑦ 解散その他営業活動を休止したとき
 - ⑧ 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届出たことが判明したとき
 - ⑨ 本規定に違反したとき
 - ⑩ その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
 - ⑪ 当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

第10条 禁止行為

- (1) 契約者は本規定に基づく契約者の権利および預金等を譲渡、質入れ等することはできません。
- (2) 契約者は本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて以下の行為をしてはなりません。また、当行は、契約者が本サービスにおいて、以下の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、必要な措置を講じることができます。
 - ① 公序良俗に反する行為
 - ② 犯罪的行為に結びつく行為
 - ③ 他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - ④ 本サービスの運営を妨げるような行為
 - ⑤ 当行の信用を毀損するような行為
 - ⑥ その他当行が不適当・不適切と判断する行為

第11条 サービスの追加・廃止及び規定の変更

- (1) 本サービスに今後追加される取引または機能について、契約者は新たな申込無しに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部の取引または機能についてはこの限りではありません。
- (2) 本サービスで利用しているサービスの全部または一部について合理性かつやむを得ない事由がある場合、当行は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。この廃止によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスの追加・廃止時には、本規定の内容を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

す。この場合、当行のホームページ等により知らせるものとします。

- (4) 本規定の変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととし、この変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条 サービスの休止

当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な理由がある場合は、利用時間中であっても契約者に連絡することなく本規定にもとづくサービスを一時停止または中止することができるものとします。

第13条 契約者情報等の取扱

契約者は本サービスの申込時に届出した情報、利用履歴及びその他本サービスの利用に伴う取引情報を、業務上必要な範囲内で使用することをあらかじめ承諾するものとし、利用目的等の詳細な内容については別紙「個人情報の取扱いについて」で定めるものとします。

第14条 契約期間

本規定に基づく当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間さらに継続されるものとします。その継続後も同様とします。

第15条 通知手段

契約者は当行からの通知・確認・案内等の手段として、郵便、電話、電子メール等が利用されることに同意するものとします。

第16条 届出事項の変更等

- (1) 暗証番号及び利用口座等本サービス及び、預金口座等に関して、契約者は届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により届出るものとします。また変更の届出は、当行の変更が完了した後に有効となります。なお、この届出前に生じた損害については、契約者が全ての責任を負い、当行は責任を負いません。
- (2) 契約者が届出を怠ったことにより不利益を被った場合でも、当行は一切その責任を負いません。
- (3) 当行は、変更内容を審査し、本サービスの提供を中止または解約する場合があります。なお、その場合に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 当行が契約者にあてて通知・照会・確認を発信または送付書類を送付した場合には、本条の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到着しなかったとしても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第17条 免責事項等

- (1) 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに通信手段の障害により取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) コンピュータウイルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (5) 契約者は本サービスの利用にあたり契約者自身が所有管理するパソコンおよび通信機器等が正常に動作する環境を契約者の責任において確保するものとし、当行は本規定によりパソコンが正常に動作することを保証しません。万一、端末が正常に動作しなかったことにより取引が成立または不成立の場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (6) 契約者が本規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は該当契約者に対して、その損害の賠償を請求できるものとします。

第 18 条 海外からの利用

本サービスは、国内からのご利用に限るものとし、海外からは利用できません。

第 19 条 移管

- (1) 利用口座を契約者の都合で移管する場合、本規定に基づく契約は解約となり、移管後も本サービスを利用する場合には、移管後の口座であらたに契約の手続きを要するものとします。
- (2) 利用口座が店舗の統廃合等、銀行の都合で移管された場合には、原則として、本規定に基づく契約は新しい取引店に移されます。ただし、契約者に連絡のうえ個別の対応とさせていただく場合もあります。

第 20 条 関係規定の適用・準用

本契約に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されます。

第 21 条 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当行本支店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

サービス編

第 1 条 口座照会サービス

(1) サービス内容

口座照会サービスとは契約者のパソコンによる依頼に基づき、利用口座のうち契約者が指定する口座の当行所定の時点における残高、および当行所定の期間における取引の口座情報を提供するサービスです。また本サービスを利用できる預金科目は普通預金、貯蓄預金、当座預金とします。

(2) 提供内容の変更・取消

受入証券類の不渡、訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、当行は既に提供した口座情報について変更または取消を行うことがあります。なお、このような変更または取消のために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第 2 条 振込振替サービス

(1) サービス内容

契約者はあらかじめ当行所定の申込書により指定した支払指定口座から、振込資金または振替資金（以下、「振込振替資金」という）を引落しのうえ、当行の本支店および「全国銀行データ通信システム」加盟金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」という）あてに振込依頼または振替処理を行うことができるサービスです。また、支払指定口座、入金指定口座として指定できる預金科目は、普通預金、貯蓄預金、通知預金、当座預金とします。

(2) 振込振替の定義

「振込」・・・支払指定口座と入金指定口座が異なる当行本支店および他行にある場合、または異なる名義の場合における資金移動をいいます。

「振替」・・・支払指定口座と入金指定口座が同一店かつ同一名義の場合の資金移動をいいます。

(3) 振込振替サービスの方式

契約者は、あらかじめ事前に当行所定の申込書により受取人番号を付した入金指定口座を届出、当行に登録を依頼するものとします。当行での登録が完了後、契約者は振込振替サービス画面上で入金指定口座の受取人番号を入力することにより、その入金指定口座あてに振込振替を行うものです。

(4) 振込振替限度額

振込振替サービスにおける支払指定口座1口座からの1回あたりの振込振替限度額は、あらかじめ契約者が当行に届出た金額の範囲内とします。ただし、この限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

当行は契約者に事前に通知することなくこの限度額を変更することがあります。限度額を超えた取引依頼については、当行は受付する義務を負いません。

(5) 振込振替の依頼

契約者は当行所定の営業日を振込・振替指定日として指定することができます。当行所定の受付時間内に当日を振込・振替指定日として指定した場合は、受付日当日を振込・振替日として取扱います（以下、「当日扱い」といいます）。ただし、振込については当日を振込指定日として指定したにもかかわらず受付時間が当行所定の時間を過ぎている場合は、翌営業日を振込指定日として取扱います。また、当座預金への振替は当行所定時間までとします。翌営業日以降の振込・振替指定日については予約扱いとして受付けます（以下、「予約扱い」といいます）。

(6) 取引の成立

① 本規定（基本事項編）第8条による取引依頼内容が確定した時は、振込振替資金を当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定にかかわらず通帳、カード、払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、振込・振替指定日に支払指定口座から引落しします。ただし、当日を振込指定日として指定したにもかかわらず、受付時間が当行所定の時間を過ぎている場合は、翌営業日に引落しします。

② 振込・振替契約は、当行が振込振替資金を引落した時に成立するものとします。

③ 振込・振替契約が成立した場合、当行は依頼内容に基づき振込または振替の手続きを行います。

④ 次のいずれかに該当する場合、振込・振替サービスによる振込・振替の取引はできません。

ア) 振込・振替資金、振込手数料の合計額が、当行が確認できた振込・振替指定日において支払指定口座から払戻すことのできる金額（当座貸越等のご融資を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合

イ) 支払指定口座からの払出しが、本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれかを払出すかは当行の任意とします。

ウ) 前各号の場合において、当行の振込・振替手続時に不能となった振込・振替の依頼については、指定日当日に資金の入金があっても振込・振替は行われません。

エ) 支払指定口座（関連口座）あるいは、入金指定口座が解約されている場合

オ) 契約者より支払指定口座に関する支払禁止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを完了している場合

カ) 入金指定口座に対して、口座名義人から入金禁止の手続きがとられている場合

キ) 差押等やむを得ない事情のため、当行が振込・振替を取扱うことが不相当と認めた場合

(7) 取引内容の確認

振込・振替サービスによる取引後は、照会サービスによる取引照会あるいは普通預金通帳等の記入または、当座勘定照合表により取引内容を照合して下さい。万一、取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

(8) 依頼内容の取消・変更

① 当日扱いとする取引の依頼内容確定後には、パソコンによる依頼内容の取消および変更はできません。

契約者が取消または変更を依頼する場合は、次項に定める変更・組戻し処理にて行います。

- ② 予約扱いとする取引の取消については、振込・振替指定日の前日までに限りパソコンにて行うことができません。振込・振替指定日における取消はできません。

契約者が振込・振替指定日における取消または変更を依頼する場合は、次項に定める変更・組戻し処理にて行います。

(9) 依頼内容の変更・組戻し等

- ① 変更・組戻しを依頼する場合は、支払指定口座のある当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより取扱います。この場合、振込手数料（消費税含む）は返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料（消費税含む）をいただきます。
- ② 当行は、契約者からの変更・組戻し等の依頼内容に基づき、振込先口座のある金融機関へ変更・組戻しの依頼を行います。
- ③ 組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の支払指定口座に入金します。
- ④ 上記2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、変更もしくは組戻しができないことがあります（この場合は、受取人との間で協議してください）。なお、この場合の組戻手数料（消費税含む）は返却いたしません。

平成 26 年 11 月 17 日現在